令和8年度 東京都中小企業制度融資のご案内

「東京都中小企業制度融資」では、都内中小企業の皆様の資金繰りを、
様々な優遇メニュー（低金利・信用保証料補助など）で支援しています。

事業承継融資

事業承継に必要な資金を調達できるメニューです
経営者保証不要型・承継前後の個人向け・M&Aなど、様々なニーズに対応しています

都の支援 信用保証料の事業者負担は **1/3** です！

経営者保証不要

事業承継経営者保証不要型（略称：承継経保）

経営者保証ありの既存の借入金（金融機関のプロパー融資も借換対象となります）を借り換えることができます！

※一定の財務条件などを満たす必要があります。

幅広いニーズ に対応する

事業承継一般
（略称：承継一般）

事業承継期の資金調達に幅広く利用できます！

M&A に対応する

M&A促進
（略称：M&A）

M&Aを活用した事業承継を行う場合、最長で15年の融資が可能です！
※売却（残存事業継続前提）・買収ともに利用可

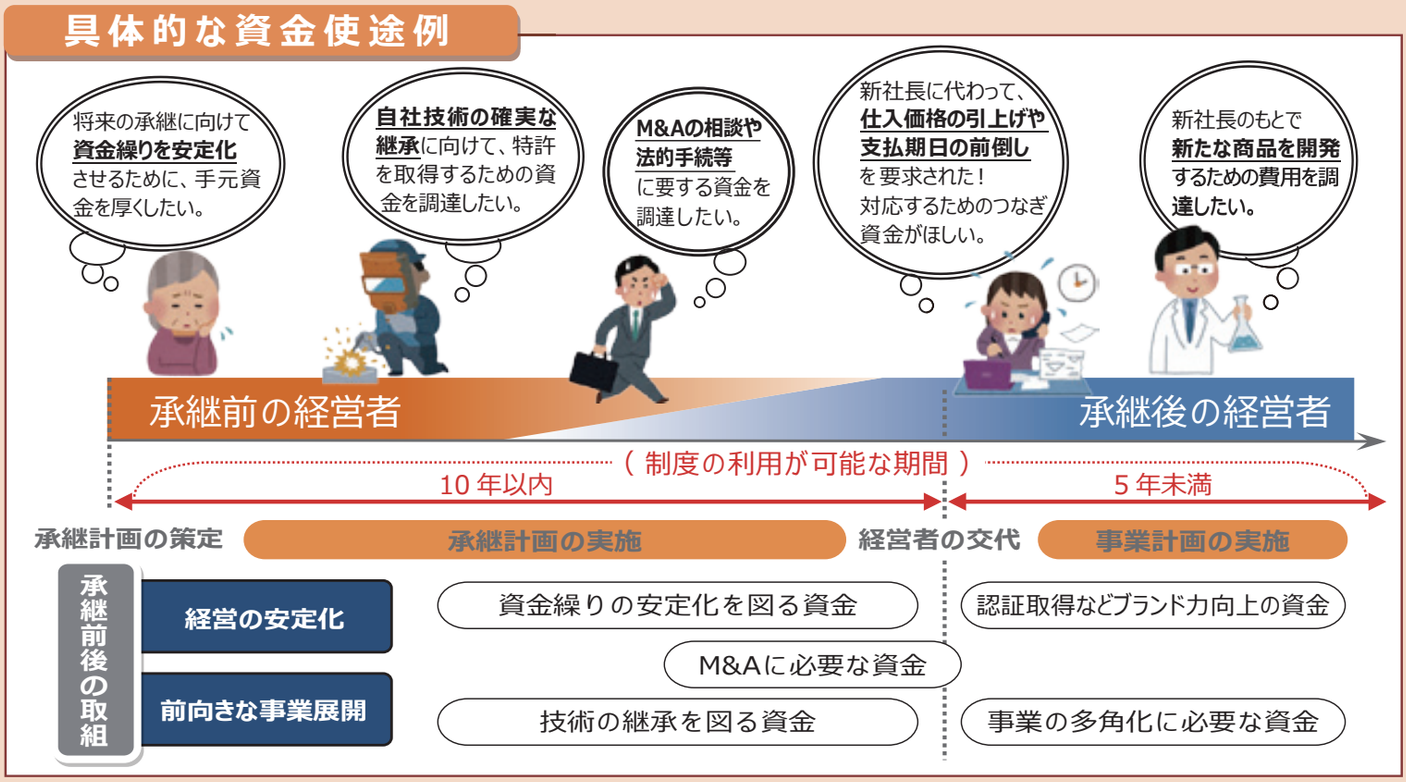
承継前・後の個人 に対応する

事業承継個人融資型
（略称：承継個人）

代表者に就任済/事業を営んでいない後継者個人が株式や事業用資産を買い取る資金に対応！

詳しい融資条件・お申込み方法は裏面をご覧ください

具体的な資金使途例



東京都

融資条件等

■ **事業承継**

	事業承継一般	事業承継経営者保証不要型	事業承継個人融資型
融資対象	① 事業承継を 10 年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者又は組合 ② 事業を承継した日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組む中小企業者又は組合 ③ すでに事業承継をし、経営承継円滑化法に係る認定を受けた中小企業者 ④ これから事業承継をする経営承継円滑化法に係る認定を受けた中小企業者	⑤ 3年以内に事業承継を予定する法人で、下記ⅰからⅳを満たす中小企業者又は組合 ⑥ 国の「事業承継特別保証制度要綱」に定める期間に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過しておらず、下記ⅰからⅳを満たす中小企業者又は組合 ⅰ 資産超過であること。 ⅱ EBITDA有利子負債倍率（＝（借入金・社債－現預金）／（営業利益+減価償却））が10倍以内であること。 ⅲ 法人・個人の分離がなされていること。 ⅳ 返済緩和している借入金がないこと。	⑦ すでに事業承継をし、経営承継円滑化法に係る認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人（※） ⑧ これから事業承継をし、経営承継円滑化法に係る認定を受けた事業を営んでいない個人
資金使途	①から③ 運転資金・設備資金 ④ 株式取得資金等で、経営の承継に必要な資金	⑤ 事業資金（個人の保証人を提供していない既往借入金の返済資金以外の資金）	⑦ 株式等取得資金、納税資金等
		⑥ 事業資金（事業継承前における個人の保証人を提供している既往借入金の返済資金）	⑧ 株式取得資金等で、経営の承継に必要な資金
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）		2億8,000万円
融資期間	10 年以内 （据置期間２年以内を含む）	10 年以内 （据置期間１年以内を含む）	15 年以内 （据置期間２年以内を含む）
信用保証料補助	東京都が、信用保証料の３分の２（経営者保証不要型は３分の2または0.2%の高い方）を補助		

（※）個人融資型⑦については、主たる取引関係を有する金融機関での融資の受付が原則です。
（※）保証人は必要となる場合があります。

■ **M&A促進**

○ M&Aにより事業承継に取り組む中小企業の方は、融資限度額2億8,000万円、融資期間15年以内、東京都が信用保証料の3分の2を補助します。

■ **事業承継支援特例**

○ 融資対象 ①から⑦に該当し、下記の東京商工会議所、東京都商工会連合会、町田商工会議所、（公財）東京都中小企業振興公社の支援を1年以内に複数回受け、もしくは、（一社）東京都信用金庫協会及び（一社）東京都信用組合協会の支援を1年以内に受け、その証明を受けた場合、下記の金利より0.2%優遇します。

【（公財）東京都中小企業振興公社による支援～事業承継・再生支援事業～】
▶ （公財）東京都中小企業振興公社では、円滑に会社を引き継ぎたい都内中小企業の皆様に向け、専門支援スタッフによる無料相談、計画策定支援を実施しています。
【お問い合わせ先】（公財）東京都中小企業振興公社 総合支援部 総合支援課 TEL 03-3251-7885

【商工会・商工会議所等と連携した支援～地域持続化支援事業～】
▶ 都では、小規模事業者（製造業等20人以下、商業・サービス業5人以下）のみなさま向けに、事業承継や業態転換等の課題に対応する専門家支援のサービスを、各地域の商工会・商工会議所等と連携して実施しています。
【お問い合わせ先】東京都産業労働局 商工部 地域産業振興課 TEL 03-5320-4757

【（一社）東京都信用金庫協会及び（一社）東京都信用組合協会による支援～地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業～】
▶ 地域の金融機関と連携し、専門家を派遣して事業承継に係る課題の洗い出しや解決策の立案、計画の策定などの取組を支援しています。
【お問い合わせ先】地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業 事務局 TEL 03-6225-2040

■ **融資利率は以下のとおりです。**（令和８年10月１日時点）

融資期間	責任共有制度の**対象**となる場合	責任共有制度の**対象外**となる場合
３年以内	2.60%以内	2.40%以内
３年超５年以内	2.70%以内	2.50%以内
５年超７年以内	2.90%以内	2.70%以内
７年超10年以内	3.10%以内	2.90%以内
10年超	3.30%以内	3.10%以内

■ 東京信用保証協会、金融機関の審査の結果、ご希望に添えない場合があります。
■ 融資利率は市中金利の動向等により年度途中において改定する場合があります。

※ 融資のお申し込みは、各金融機関の融資窓口で直接行ってください。

お問い合わせ先 東京都産業労働局金融部金融課
電話 03－5320－4877 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2－8－1 都庁第一本庁舎19階北側
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/

東京都 制度融資 検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
印刷物規格表 第４類
印刷番号 （７） 70